

防犯灯設置補助金の手続きの流れ

R 7 / 4 版

①計画の立案

- ・防犯灯設置等の具体的な計画(予算・場所)を立てます。
- ※LED 防犯灯が電子機器類(防災無線の子局など)に支障をきたす場合がありますので、設置場所にご注意ください。
- ・電気工事事業者等に見積を依頼します。
- ・設置する場所の土地所有者及び管理者の承諾を得ます。

前年度秋頃の防犯灯の設置計画灯数の調査に基づいて補助金の申請を受け付けています。

それ以外で申請を希望される場合は防災安全課までご相談ください。

電柱に防犯灯を設置する場合も！

②補助金交付申請書の提出

- ・下記書類を防災安全課（連絡所経由可）に提出します。
- 防犯灯設置補助金交付申請書（様式第1号）
- 防犯灯の設置位置図（電柱番号も記載）
- 見積書の写し
- 土地所有者及び管理者の承諾書の写し
又は道路占用許可書の写し等

土地所有者及び管理者とは？

防犯灯を設置する電柱やポールが立っている土地の所有者及び管理者

- ・道路→道路管理者
- ・市有地→市の所有及び管理する部署
- ・私有地→当該土地の所有者及び管理者

③審査後、市から「補助金交付指令書」が送付されます。

道路占用許可とは？

市道上に専用柱を設置する際に申請が必要です。ただし、市道上の電柱への共架による二次占用手続きは不要です。

管理用地課で手続きができます。

※必ず工事着工前に手続きを行ってください。

④実施

- ・工事着工前に必ず共架所有者の承諾を得ます。
- ・計画に沿って工事を進めます。
- ※途中で内容や経費等に変更があった場合
- ・変更申請書を提出します。
- 防犯灯設置補助金変更申請書（様式第3号）
- 変更内容がわかる資料（設置位置図や見積書等）

共架所有者とは？

防犯灯を設置する電柱などの所有者（中部電力、NTT 等）

⑤実績報告書の提出

- ・下記書類を防災安全課（連絡所経由可）に提出します。
- 防犯灯設置補助金実績報告書（様式第5号）
- 収支決算書
- 電気工事事業者からの請求書の写し
- 完成写真（申請基数分）

年度内に工事の実施、実績報告書の提出を必ず行ってください。

⑥実績の確認後、市から「交付額確定通知書」と「可見市防犯灯補助金地域通貨引換証」が送付されます。

H28 年度から補助金1回の申請につき10万円までは地域通貨(K マネー)での交付となっています。

⑦補助金交付請求書の提出と K マネーの引き換え

- ・事前に来庁日時を連絡します。
- ・下記書類と身分証明書を持って K マネーを受け取ります。
- 防犯灯設置補助金交付請求書（様式第7号）
- 可見市防犯灯補助金地域通貨引換証

補助金が10万円以下の場合

K マネーを受け取り手続き完了。

補助金が10万円以上の場合

後日 K マネー分を除いた額が指定口座に振り込まれます。